

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年9月6日（金）15時30分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・教職員の懲戒処分及び文書訓告について
- ・県内の公立学校において勤務を希望する方に向けた『「みえの未来の先生」相談会～教員免許を活かして働いてみませんか～』を開催します

### 質疑事項

- ・教職員の懲戒処分及び文書訓告について
- ・夜間中学について

### 発表項目

#### ○ 教職員の懲戒処分及び文書訓告について

本日、教職員の懲戒処分を2件、文書訓告の措置を1件行いました。自家用自動車運転中の過失運転致傷により、減給処分とした案件が1件。体罰により減給処分とした案件が1件。体罰により文書訓告とした案件が1件でございます。児童生徒や保護者の皆様そして県民の皆様の公教育に対する信頼を、大きく損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日9月6日です。処分の1件目ですけれども、鈴鹿市明生小学校教頭女性51歳を減給10分の1、2月といたしました。この者は、令和6年1月19日朝の出勤時、自家用車を運転しつつ市内の自宅駐車場から市道にバックで出て行こうとする際に、後方左右を注視しなかったために、道路を歩行中の高校生に気づかず、自車の後部を生徒に衝突させ、路上に転倒させました。その結果、生徒に加療約3ヶ月を要する左膝外側半月板損傷の傷害を負わせました。この事故によりましてこの者は、過失運転致傷で罰金50万円の刑事処分を受けています。

処分2件目です。菰野高等学校教諭男性62歳を減給10分の1、1月といたしました。この者は令和5年9月10日、硬式野球部の練習試合中にミスをした部員1名に対し、反省を促すために走るように命じた際、時間や距離等を明確に指示しなかったことから、結果として部員に昼食を取らせることなく、断続的に2時間程度走らせることになりました。また令和5年11月19日、練習試合前のノック練習中にミスをした別の部員1名に対し、3、4メートルの至近距離から1球ノックをし、結果としてバウンドしたボールが左腕の肘の下辺りに当たり、3日間程度腫れるというけがを負わせることになりました。さらに令和6年3月7日、練習中にスマートフォンを触っていた別の部員1名に対しまして、練習中はスマー

トフォンを触らないという部内のルールを守らなかったということに腹を立てて、胸ぐらを2、3秒掴みました。加えてこれらの体罰の他に、複数の部員に対し、「へたくそ」「馬鹿野郎」「殴らせろ」「殴ってくださいと言え」等の不適切な発言を行いました。この教諭は、平成16年10月に体罰により「文書訓告」の措置を受けておりまして、今回の処分量定におきまして、これは加重要素として判断しています。またこの事案の管理監督者責任として、菰野高校の校長に対しまして文書厳重注意の措置を行いました。

次に、これは懲戒処分には当たらないのですけれども、県立高等学校教諭40代を文書訓告の措置としました。この文書訓告等の懲戒処分に至らない措置の事案におきましては、対象の教職員の校種、職名、年代を公表することになっていきますので、学校名とか年齢は伏せさせていただきます。この者は、令和5年5月10日、硬式野球部の練習中にミスをした部員1名に対しまして、しっかり取り組むよう指導する際、右手の平で左頭部を1回叩き、また令和6年7月22日には、練習試合中にふがないプレーをした同じ部員に対しまして、指示した後、自らの感情を抑えることができず、キャッチャーミットをベンチたたきつけました。令和5年5月19日、別の部員1名に対し、腰を落として捕球するよう指導する際、右手の平で頭頂部を押さえるようにして1回叩きました。さらに令和5年12月9日には、別の部員1名に対し、深く腕立て伏せをするよう指導する際、右足つま先で左側頭部を2回つつき、令和6年4月18日、同部コーチから授業態度について注意を受けていたこの部員に対し、後ろを通りかかる際、右手の平で右後頭部を2回叩きました。

今後の対応です。まず交通事故ですけれども、思い込みによる運転や漫然と運転することが事故の原因になることを改めて周知いたします。あらゆる機会を捉えまして、交通ルールの遵守等の交通事故防止の取組を進めて信頼回復に努めてまいります。体罰、そして不適切な言動の根絶に向けましては、この10月に体罰及び不適切な言動の未然防止を目的といたしました部活動指導者対象の研修会を実施いたします。また、どのようなものが体罰、そして不適切な言動に当たるのか、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解させることを目的とした研修動画を新たに作成しまして、県立学校のすべての教職員が動画を視聴することといたします。

#### ○ 県内の公立学校において勤務を希望する方に向けた『「みえの未来の先生」相談会～教員免許を活かして働いてみませんか～』を開催します

今、三重県では、教員の人材確保が喫緊の課題となっております。特に講師の不足が大きな問題になっています。そこで、教員確保に向けた取組の一環として、「教員免許保有者で教員として働いた経験がない方」「教員として勤務した経験があり、再び学校では働きたいという希望を持つ方」「これから教員免許を取得し、三重県の公立学校で教員をめざす方」を対象とした相談会を開催します。この相談会ではさまざまなご事情で、教職を諦めていたけれども、何がしかの状況の変化により再び教員をめざそうとされている方が、教員として働くことへの疑問や不安を解消する機会にしたいと考えています。日程は資料にあ

りますように、県内4会場と東京会場で計5回開催の予定です。この相談会は、実は昨年度も実施しておりまして、それに引き続く2回目の開催になるのですが、昨年は1会場でのみの開催でしたが、今年度は、より多くの方に参加していただけるように、開催の回数を増やしました。資料4の内容のところですが、県教育委員会の職員から、最近の教育情勢や勤務形態、勤務条件等について説明した後に、希望の校種や相談内容に応じまして、それぞれの担当がお話を伺わせていただきます。東京会場では、「移住相談会」もあわせて行う予定です。参加費は無料ですが事前の申込が必要で、各会場開催日の2日前が申込期限となります。

### 発表項目に関する質疑

#### ○ 教職員の懲戒処分及び文書訓告について

(質) 教頭先生の交通事故の件ですけど、出勤時ということは学校に向かう途中だったと。

(答) そうです。

(質) 教育長の発言にも例えば漫然と運転していたとか思い込みというご発言もありましたけど、ご本人としてはどういう状況だったのですか。

(答) 後ろをバックミラーとかサイドミラーで確認したけれども、目視してなかったと言っております、その辺の注意が不十分だったと考えます。

(質) 簡単に言うとその生徒に気づかなかったと。

(答) そうです。

(質) ただ当時なんか急いでいたとかそういう、ご説明ありませんか。

(答) そういう話は聞いていません。

(質) 事故発覚の経緯はどういうことだったのでしょうか。

(答) 声が聞こえたため、自分の車を停止し、確認したところ、被害者が自動車の後方で仰向けに倒れていたということです。

(質) 救急搬送ということだったのでしょうかね。

(答) そうですね。

(質) ご自身で通報されたのですか。

(答 教職員課) 自分自身で救急車と警察に連絡をしています。

(質) 生徒さんの年齢とか。

(答) 高校生です。

(質) 年齢までは言っていない。

(答) 10代高校生。

(質) 何年生とかも言っていないと。

(答) はい。

(質) この方も通学途中。

(答) はい。

- (質) 略式起訴をされたということになりますか。
- (答 教職員課) はい。
- (質) これはどこがしました。
- (答 教職員課) 津区検察庁から略式起訴されました。
- (質) 刑事処分は。罰金は。
- (答 教職員課) 過失運転致傷により 50 万円の罰金です。
- (質) どこが出していますか。命令はどこですか。罰金の処分を下したのがどこかという。
- (答 教職員課) 津簡易裁判所です。
- (質) 高校生はこれ、男子高校生ですか。女子高校生のどっち。
- (答 教職員課) 女子です。
- (質) 2つ目の菰野高校の教諭の関係ですけれども、これ教育委員会としては、書いてある範囲でどれを体罰というふうに認定しているかという話なのですか。ここに書いてあることはすべて体罰ということ。
- (答) 体罰の認定をしたものを書かせていただきました。ただ、一番最後に「体罰の他に」と書いている部分、これは体罰ではなくて不適切な発言というふうに考えます。
- (質) これはせっかく言っていたので、そこを触れますが、どういうことをした部員にこういった言葉を、不適切な発言をしていたのか。
- (答 教職員課) 部員への発言については、詳細な時期であるとか、誰に対してということについては、はっきりと覚えていないということです。ただ、教員から確認したのは、部活動並びに授業態度等を指導する際に、「しっかりしてほしい」という気持ちであったりとか、「プレーでミスをしたときに、腹を立てて言った」というふうには言っています。
- (質) 一番最初に書いてある、例えば2時間程度走らせた。こういう行為も、自ら手を下しているわけではないけれども、体罰というふうに認定したということ。
- (答) そこは議論のあるところですが、結果として、2時間この暑いさなかに走らせているというのは、体罰と判断せざるを得ないと思っております。
- (質) 暑い中だったからというところが重要か。
- (答) 体罰かどうかの判定というのは、総合的に判断するように言われておりまして、当然その日の気候とか、そういうことも含めて、我々も考えさせていただきます。
- (質) 2つ目に書いてある11月の話についても、これも意図的に当てようとしたわけではないのですかね。
- (答) ではないですね。ミスをしたということで、この生徒はキャッチャーで、キャッチャーマスクとプロテクターを着用している相手に対して、至近距離からノックしているということなので、極めて悪質ということはないのですけれども、結果として、肘のところにボールが当たって腫れるということになっておりましたので。
- (質) これが体罰というふうに認定した根拠理由というところは、腹を立てていたというこ

となのですかね。

(答) 何よりも怪我をさせているということだと思います。しかも、私も野球部員でしたからわかるのですけれども、至近距離からノックされるというのは大変怖いものです。そういうのは指導者としては、認知していなければならぬはずですよ。

(質) 菰野高校のこの教員の方の一連の話ですけれども、この発覚の端緒であったりとか、その後どういうふうな調査をなされてこれに至ったか、経緯だけ簡単に説明いただけないでしょうか。

(答) 6月上旬に、関係者から、この菰野高校に対しまして、教諭の不適切な言動について訴えがありました。それで、校長が部員とか教諭に事実確認を行った結果、事案が判明したということになります。

(質) もう少し詳しく。

(答 教職員課) 先ほどのお話で関係者、学校の方に訴えがあってその後、6月の中旬に校長が部員に、アンケート調査を行いました。アンケート調査の中で部員が受けた、もしくは見聞きしたと回答した者に対して、さらに詳細にどういうことがあったかということを知りました。それを踏まえて、教諭の方にもどういうことがあったという調査をして判明したということでございます。

(質) 簡単に、この体罰の被害を受けた生徒が全員で何人ですかということ、いかがですか。

(答) これは3人です。

(質) そのまま数えて。

(答) そうです。

(質) 期間としては、去年の9月から今年の3月までということ。その体罰以外に不適切な発言をされた生徒が何人でいつからいつまでというのは詳細にはわかっていない。

(答) わかりません。

(質) でも複数人ではあるのですよね。

(答) 生徒からの訴えが複数の者からありますので、カウントまではしていない状態です。総合的に書かせていただきました。

(質) 今、その先生はどのような立場におられる。

(答) 通常に勤務しています。ただ、校長の判断で部活動の指導からは外しています。

(質) まず、この3点は、今回の処分の発表では、一応現職の肩書が書かれているという認識でいいのですよね。

(答) はい。

(質) 当時も変わってはいないと。

(答) 変わっていません。

(質) 2件目と3件目の件なのですが、片方が文書の訓告。片方が一応懲戒処分という扱いになっていますので、体罰も認められる行為が、お互いあったりとかということもあるのですけれども、この差の根拠を伺ってもいいですか。

- (答) 簡単に言うと、後のほうの訓告の案件はけがをしていません。この減給処分はけがをしています。それからもう1つ、この減給処分した方は、前歴がありますので、加重要素があります。それが一番大きな、単純に説明するとそこです。体罰の程度も一定見ていただくと大体わかると思いますけれども、やはり減給処分の方が重たいだろうと思います。
- (質) 県立高校の3番目の方なのですが、県立高校の教諭は男性でいいのですか。
- (答) そうです。
- (質) 男性教諭で、年齢は言えない。
- (答) 40代です。
- (質) 結局なのですが、この監督が、交代なのかとか、その辺り結構いろいろ議論を呼んだと思うのですが。
- (答) それは、県教委が判断するよりは、当然、校長が自主的に判断していただくのですが、今回のことで、反省していただいているか、これから行動が変わるかというのをしっかり見極めていただいて、それで、今後は大丈夫ということであれば、引き続きやっていただくことも、県教委としては問題ないと思っています。
- (質) この、今の62歳の男性の元監督に関しても、反省したり、意向を見せた場合は、例えば校長とかが戻すという判断をしても、県教委としては特に問題はないと。
- (答) 校長に完全に任せはしませんけれども、校長から報告も受けまして、我々も助言をする可能性は十分ありますけれども、校長がこれでいけるとすれば、校内人事は校長の権限ですので、もう我々としてはOKでございます。
- (質) やっぱり懲戒処分をしたとしても、特にまず、戻られることに、監督として戻られることに問題がないというふうに解釈されている。
- (答) 今回、この被処分者は、しっかりと保護者にも生徒にも謝罪をしています。その謝罪も受け入れられておりまして、保護者からは一定、咎める声もあったのですが、基本的には、もう一度戻ってきて、この人の指導を受けたいという声が多くて、そういう声もありますので、基本的には、そういった声等は重視していく必要があるのかなと思っています。
- (質) 該当の、例えば保護者の皆さんから了承を得たという認識。
- (答) 保護者の皆さんに謝罪をしていますので。会合の中で、基本的には、咎める声もあったけれども、今後に期待する声が多かったということで、一定謝罪を受け入れられているというふうに考えております。
- (質) さっきの会合はいつ、誰を対象に。
- (答 教職員課) 7月7日に、部員の保護者に対して、保護者説明会を行う。
- (質) ご本人が出てきて、謝罪されたという。
- (答 教職員課) そうです。
- (質) 監督はいつその交代というか。

- (答) 6月にこの関係者から菰野高校に対してお話があって、校長が一定確認をした際に、これはどうも体罰をしたなという段階で、その時点で外しています。
- (質) 監督を代えたというか、登録を、今回の夏の大会をしなかったと。
- (答) そうですね。一旦は、このことがはっきりして、処分等がはっきりするまで、野球部の指導には関わるなということにしています。
- (質) 今としては、前監督という表現をしたら間違いない。
- (答) 前監督ですね。
- (質) そもそも文書訓告は措置としては発表していただいているのですか。今回特別に発表していただいているのですか。
- (答) 実は、これはある時期から対応が変わっていきまして、生徒の安全とかそういうことに関することについては、文書訓告であっても、一定やっぱり県民の皆さんにお知らせする必要がありますということで。これいつから変えている？
- (答 教職員課) 令和2年1月1日です。
- (答) 4年前からこういう方針に変えています。文書訓告すべてこうやって出すわけじゃないのですけれども、安全に関するものとかそういうものです。ですので体罰が多いです。
- (質) 生徒と保護者への謝罪というのはその会合でやったということになりますか。
- (答) そうですね。
- (質) 7月7日の会合の場において、教諭本人から謝罪をしたということですか。
- (答) はい。
- (質) その教諭のコメントですけど、謝罪はされているとは思いますが、なぜこういった行為をしてしまったかという理由。あともう一つ言えば、平成16年の際も訓告の措置を受けているけれども、同じようなことかどうかわかりませんが、再び体罰をしてしまった。これはどうして。
- (答) 私が聞いている限りでは、要は体罰だとは思っていなかった、指導の範疇だと思っていたということです。これはお二人ともそうです。ですので、当然体罰したと自分が認識しておれば、報告する義務もあるわけですが、本人からの報告はなかった。つまり指導の範疇だと思っていたが、生徒側から見るとそうではなかったというふうに思っています。この減給処分を受けた方が、平成16年に文書訓告を受けているのにまたということですが、一定気をつけていたというふうには解釈しています。その後、体罰のアンケートでも特段報告は上がってきませんので。ただ、今回少しカッとなってしまったのだらうと思います。実際この胸ぐらを掴んだというところでは、胸ぐらを掴んだ瞬間に、これは駄目だと思ってそこでやめたということも聞いていますので、一定前の記憶というのは頭には残っていると思っています。
- (質) ちなみにこれ平成16年の際は、どのようなことをしたのでしょうか。
- (答) 平手打ちで。
- (答 教職員課) 部員を指導する際に、部員に対して平手で数回両頬を叩いたという事案に

なります。

(答) 鼻血が出たと。

(質) 頬を叩いた。

(答) そうです。

(質) これも同じくここの部活動の指導中ということでもいいですかね。

(答) そうです。

(質) 練習中でいいですか。

(答) そうです。

(質) それを行ったのはいつかわかりますか。処分の日が平成 16 年 10 月 18 日。

(答 教職員課) そうです。

(質) 行ったとされる日はいつになるのでしょうか。

(答 教職員課) 平成 16 年の 8 月です。

(質) 確認なのですが、不適切な発言のところで、「殴らせろ」とか言っていますが、これ実際に殴ってはいないのですね。

(答) いません。

(質) 言葉だけということですね。

(答) そうです。

(質) この辺の発言も昨年度中に起こったことという認識でいいですか。

(答 教職員課) これは時期が、特定できていなくて、言った本人も言われた者も、時期、場所等々については、特定できていないということです。

(質) 体罰に関しては昨年度中のこの 3 件ということですか。

(答 教職員課) そうですね。

(質) 教育長のお考えを伺いたいのですけど、かなり前ですけども、実際に手を出して文書訓告を受けていた中で、手を出しそうになったところで自分を抑えているとはいえ、何度も「殴らせろ」とか「殴ってくださいと言え」とか、体罰を匂わせるような発言を繰り返してしまっている人が、今後も校長の判断で、もしかしたら指導に戻るかもしれない。これ本当に問題ないという認識なのですかね。

(答) それも本当にこの方の行動が変容したかどうかをしっかりと見極める必要がありますし、このあと我々が先ほど今後の対応のところで申し上げた研修にもこの人を行かせますので、その研修を受けて、本当に本人の行動が変わるのであれば、それは今後ということになると思います。人間は変わるはずですので。

(質) 特にこの人に特別な研修をとというわけではなく、全体の。

(答) 全体です。

(質) 事案の 2 時間程度走らせたところなのですが、その後この部員の方が体調不良とかは大丈夫なのでしょうか。

(答) その後、部員の方々、この体罰の被害者といいますか、相手になった方々は、その後

もきちんと登校もされて部活動もされていますので、大きな影響はありません。

(質) 熱中症とかの症状もこの後すぐとかもなかったっていう認識で。

(答) ないです。

(質) 菰野の件で、さらに追加で聞きたいのですが、これまでの菰野の男性の教諭の指導等がきっかけで、例えば不登校になってしまった子とかがいるかどうか確認とれていますか。

(答) 毎年、体罰のアンケートというのをしています。その中で、この教員に対して何かあったというのは上がってきていませんので、この人の行為がきっかけで、何かこう不登校になったとかそういうのは基本的には我々としては報告を受けていません。

(質) 認知していないということで。

(答) はい。

(質) 2時間走らせた場所はグラウンドでいいですか。

(答) 坂道です。

(答 教職員課) 正確に言うと、グラウンドの外に緩やかな坂道があったと。30メートルから40メートルほどの坂道があったというふうに聞いています。そのところを、本人の判断で走ったというふうに聞いています。

(質) それは菰野高校の中で。

(答) 練習試合先です。

(質) 学校の横にある道ということですか。

(答 教職員課) 練習試合を行っていた施設の中にある坂道ということですか。

(質) 2時間程度走らせたところとは、当時は例えば猛暑日だったとか、天候とかわかりますか。

(答 教職員課) 最終的に雨が降ってきて、その練習試合が終了したというふうに聞いておりますので、走っていた時が猛暑だったかというところまでは把握できていませんが、天候自体は最後に雨が降ってきたというところまでは確認できています。

(質) 炎天下とかではなかったですか。

(答 教職員課) 急変したかどうかまでは把握できませんが、我々が把握できるところは、雨が降ってその練習試合も終了になって、走るのも終わったというふうに聞いています。

(質) 菰野高校ですが、全国大会に出場したことについて、何か言ったりしていますか。この対象になった人が。

(答 教職員課) そのことについては特に。夏の大会については、もう指導に関わっておりませんでしたので、そのことについて我々からどう思っているかということ聞いてはないです。

(質) 自分が指導した生徒がという話で何かないですか。

(答) いろいろ思いはあったかと思いますが。

(質) 平成16年に処分を受けてもう1回やってしまったこと、体罰とは思っていなかったと言うことですが、またやってしまったことについては何か。

(答) どうしてまたやってしまったのかとは、確かに思いますので。1回文書報告を受けて、ある意味イエローカードをもらっているわけですので、当然気をつけなければいけないし、実際20年近く、気をつけてきていたわけですがけれども、やはりその辺のアンガーマネジメントをしっかりとしていくということを、より深く学んでいただく必要があるかなと思います。

(質) そのことは、本人は何と言っているのですか。

(答 教職員課) 先ほどの話にあったのですが、胸ぐらを掴むという行為につきましては、本人は、ここに2、3行書かせていただいています。掴んだ瞬間に「駄目だ、体罰だ」と思って、すぐに離れたとは言っています。ですので、本人の意識の中では、体罰は駄目だということはずっと認識はしていたということだと、こちらは捉えています。長時間走らせることとか、至近距離からのノックについては先ほどの話で、本人は体罰とは捉えていませんでした。指導の範疇だというふうに捉えておりますので、今回のことで、体罰だということは認識していただきましたが、当時は体罰とは認識していなかった。

(質) 平成16年の処分の際の反省というか、そのときは学んでいなかったと。

(答) 学びが十分じゃなかったと言うしかないかなと思います。私がちょっと感じていることを申し上げると、今こういう体罰とかセクハラとか、どんどん社会全体の感度が上がってきていまして、昔はこれでもよかったという指導がだんだん子どもたちに受け入れがなくなってきたということがあると思います。社会の変化に対して、指導の仕方も同様に進化していかなければならないのに、多分、高齢の方なんかそうだと思うのですが、これまでの指導の仕方を押し通してしまうようなところがあって、その乖離が出始めているのではないのかなというふうに思っています。ですので、今こういうことを契機に、しっかりと指導していく必要があるというふうに私どもは思っています。

(質) 勧告の経緯で、関係者からというのは、具体的にどなたでしょう。保護者からとか生徒からとか。

(答) 関係者からです。

(質) それを言えない理由は、公益通報者ですか。

(答) そうですね。あまり特定されたくない。

(質) これね、保護者説明会を開いて、謝っているのですか。

(答) 説明会とか保護者も集まっていたらいい。生徒も集まっていたらいい。

(質) 一緒ですか。

(答) 別です。

(質) 生徒からは、復帰を求める声も上がっているのですか。

(答) 私は謝罪に対して、生徒からは特に意見等はなかったというふうに聞いています。

(質) そうですね。保護者からは、期待する声が上がっている。生徒からは、もう一度改めて聞きますが。

(答) 生徒からの声は特になかったと聞いています。これは両方の案件とも、そうやって聞いています。

(質) そうすると、生徒自身が、この教諭による体罰と、保護者の間で、板挟みになっていませんかという、そういう環境が実はあるということはありませんかね。

(答) 生徒にもよるかもしれませんが、そういった方もいらっしゃるかもしれませんが、何とも言えません。

(質) 部活動の指導というのはやはり聖域化しやすいというか、行き過ぎた指導が起こってしまったみたいなことがよくあるかと思うのですけれども、今回その学校側の管理上の課題みたいなものはどのようにお考えでしょうか。

(答) やはりこういう部活動の指導の仕方に関して、しっかり注視をして、問題があれば、注意をするという姿勢が、今回の案件でも、半年に渡って出てきていますので、そういうところが少し希薄だったのかなということは思います。先ほど申し上げたように今の社会の感度と、今までの指導の仕方に乖離が出始めていると思いますので、私も校長先生方と会うと、そういうことを申し上げたりしています。今の学校のその感覚が、ちょっと社会に追いつけていないところをちゃんと意識して、教員の方々と共有していただくようお願いして、そういう部分が今十分じゃないのかなと思います。この10月の研修会では、しっかりと周知していきたいと思います。

(質) 関係者からの訴えがあるまでは、学校側がその指導の様子を確認しに行った結果、この指導教員に対して注意をしたとかそんな場面は特になかった。

(答) そうですね。

(質) その調査の対象は、現役の部員が対象ということだったのでしょうか。

(答 教職員課) 菰野高校の件については、現在の1年生、2年生、3年生の部員にアンケートを行っております。

(質) 遡って過去の分であるとか、そういうことへの調査というのは、やってない。

(答) 今回特にやっておりません。

(質) 訓告の県立高等学校教諭の、県立高等学校というのは、菰野高校ではないですね。

(答) 違います。別です。

## ○ 夜間中学について

(質) 夜間中学についてお伺いしたいのですけれども、夜間中学の説明会が先日行われまして、開校まで半年に迫ったのですが、今、教育委員会では、四日市分校の話とかも進められていると思うのですが、改めて広域行政機関である県教委が、いわゆる中学校の授業をするということの意義を教えてください。

(答) 夜間中学の一番の目的というのは、何らかの理由で、中学校の教育を受けることがで

きなかった方々に、そういう機会を持っていただくというところにありますので、統計調査したところ、自分の最終学歴が、中学校以下とか、そういう方が結構今おられますので、ぜひ、私どものつくる夜間中学を活用して、改めて教育を受けたいということであれば、活用いただければというふうに思っているところです。

(質) 夜間中学の文脈でも、基礎自治体がやるべきではないかという意見もあるようですねども。

(答) かつては基礎自治体の役割とされてきました。当然、小中学校教育というのは基礎自治体の役割ですが、こと夜間中学に関しては、平成 28 年度に教育機会確保法が制定されたときに、主体は地方公共団体と書かれていますので、当然そこには、市町だけでなく県も入って入って、翌年度に法改正されて、県が作った場合でも、国から 3 分の 1 の人件費の負担をしていただくということも書かれていますので、基本的には夜間中学の役割というのは、市町も県もありだというふうに認識しています。ニーズが広域に渡れば渡るほど、県が設置する意味はあるだろうというふうに我々は考えておりまして、今総務部とは、意見交換しているところです。

(質) まだ、津には開校してない段階ではありますけれども、四日市でと望む声というのが多くて、そこに関して、今の県教委の考え方といいますか、その分校をつくることについての考え方が今どういうふうになっているのでしょうか。

(答) 私どもは、要求している立場ですので、もし、本当にもう速やかに四日市に分校をつくりたいと思っています。特に夜間の夜間中学の体験教室というのを津と四日市でやっています。津で 20 名、四日市で 19 名の方が学んでいます。四日市で学んでいる方々の半数ぐらいは、津にはなかなか通いづらいということも聞いていますので、その人たちの、非常に意欲的な学びを保障していくためには、できるだけ速やかに四日市に夜間中学をつくりたいなという思いは我々もあります。

(質) これは県教委主導でということ。

(答) そうです。

以上、16時14分終了